



愛媛若葉ひろみ句会

送り火やのこるは己が影ひとつ

伊藤 京

一人居の発声練習赤とんぼ

小西 あや

ままならぬ帰省を愁ふコロナ禍よ

浜田 千鶴

新盆の姉まつる姪薄化粧

高田 弘子

古橋子にポツンと遊ぶ夏帽子

高橋 妙

バスを待つ病院前の蝉時雨

福本 恵子

帰省子に甘え泣きする犬愛し

藤田 光子

源流や大河へ一歩滴れり

松岡 寛孝

愛治俳句会

稲熟れて天より明かき峡の底

久保田由布

遠花火山のかなたの空紅し

氏本佐喜恵

鱗雲中を貫く飛行機雲

金子 和子

梵鐘の波間に響く島の秋

木原 幸江

集会の窓に満月昇り来る

末廣 典子

蛸の声一山を独り占め

善家 初穂

ひたすらに鳴いて声断つ法師蟬

土居原佳子

夕月夜遠ざかりゆく列車の灯

古谷 久代

倒れ稲老婆一鎌つつ刈れり

渡邊三代子

消費生活だより

注意！通信販売や店舗販売にはクーリング・オフの制度はありません！

最近、「テレビショッピングで健康器具を注文したけど、効果がないのでクーリング・オフしたい」というようなご相談がよくあります。結論から言うと、ネットショッピングやテレビショッピング、カタログ販売や新聞折込チラシで注文した場合はクーリング・オフできません。

クーリング・オフは一定の期間内であれば、理由を問わず、一方的に契約を解除できるという制度です。ただ、消費者の強力な権利であるだけに、「いきなり電話で勧誘され、冷静に考える時間もないまま契約をしてしまった」というような不意打ち性を伴う取引に限定されます。つまり、訪問販売や電話勧誘販売等の、いくつかの取引だけに適用されるのです。

一方、通信販売はどうでしょうか。ネットショッピングやテレビショッピングの場合は、注文する前にじっくり考えることが出来ます。また、店舗販売では、店舗に向いて商品を手に取り、ゆっくり品定めできます。そのためクーリング・オフの適用がありません。

では、通信販売では買い物に失敗しても、泣き寝入りするしかないのでしょうか。

実は通信販売の場合、事業者は返品ルール（返品の可否、返品できる場合は期間や条件、費用等）を広告に表示しないといけないと法律で定められています。具体的には「未開封未使用のものに限り8日間以内は返品可。ただし、送料はお客様負担です」、「お客様都合による返品は一切承りません」等、さまざまなルールが広告画面の目立たないところに、小さな文字で書かれています。商品が届いてから後悔しないためにも、必ず注文前に返品のルールをよく確認してから、申し込むようにしましょう。

